

特定給食施設・小規模給食施設の開始にあたって

給食施設が給食を開始する時、又は休止中の給食施設が再開する時に、健康増進法及び千葉市給食施設指導要綱に基づき、開始又は再開の日から1カ月以内に、当該施設の設置者の届出が必要です。

<給食施設とは>

特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設をいいます。千葉市における解釈は、次のようになっています。

特定・・・給食利用者がほぼ同一人と推定される。

多数・・・1回50食以上または1日100食以上（おやつは食数に入らない。）

継続的・・・1週間に4日以上喫食している状態が3カ月以上続くこと。

<特定給食施設と小規模給食施設について>

特定給食施設・・・1回100食以上または、1日250食以上の給食を提供している施設。（健康増進法）

小規模給食施設・・・1回50食以上または、1日100食以上の給食を提供している施設。

（千葉市給食施設指導要綱）

健康増進法 （特定給食施設の届出）

第20条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

健康増進法施行規則 （特定給食施設）

第5条 法第20条第1項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

千葉市給食施設指導要綱 （小規模給食施設開始届）

第3条 特定かつ多数の者に対して継続的に1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設（法第20条第1項に規定する特定給食施設を除く。以下「小規模給食施設」という。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、小規模給食施設開始届（様式第6号）により市長に届け出るものとする。ただし、上記食数未満の給食施設であっても、施設を設置した者が特に必要とする場合は、様式6号により市長に届け出ることができる。

<給食施設として実施すること>

・年に2回栄養管理状況報告書を提出

保健所が給食施設の栄養管理の状況を的確に把握すると共に、給食施設自らの栄養管理の質を向上していくことができるようにするために、提出を求めます。

・栄養管理に関する帳票の整理

献立表、食品構成表、栄養出納表（栄養月報）、給食日誌、検食簿、給食会議録、栄養指導票等

・大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく衛生管理

・定期的な立入検査の実施時の対応

上記事項の確認のため、保健所が定期的な立入検査を実施します。